

【がん性疼痛緩和指導管理料について】

当院では、疼痛等の症状緩和を目的として計画的に治療管理及び療養上必要な指導を行った場合に算定を行っております。対象の患者様は症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者様です。

【算定要件】

- ◆緩和ケアの経験を有する医師（緩和ケアに係る研修を受けた者に限る）が当該指導管理を行った場合に算定します。
- ◆麻薬の処方前の疼痛の程度（強さ、部位、性状、頻度など）や処方後の効果判定、副作用の有無の治療計画及び指導内容の要点を診療録へ記載
- ◆WHO方式のがん性疼痛の治療法に従って行う。